

**保管された通知カードの受け取り**

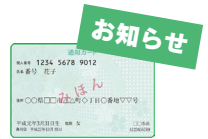
受け取り できる人	持参物
世帯主 世帯員	○本人確認書類 (①②のいずれか) ①運転免許証などの 顔写真付のものを1点 ②健康保険証、年金手帳、 通帳などを2点
代理人	○委任状 ○該当する世帯主または 世帯員の本人確認書類 ○代理人の本人確認書類

【日 時】 役場開庁日  
8時30分～17時15分  
※木曜日は19時まで受付  
【場 所】 住民課 住民年金係

【保管期限】 3月31日

- 宛所に尋ね当たらなかった方の通知カード
- 宛所に尋ね当たらなかった方の通知カード
- 郵便局からの簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)に記載してある保管期限が経過した方の通知カード

11月中に発送されたマイナンバー「通知カード」は受け取りましたか？  
次に該当する通知カードは、桂川町役場住民課で保管しています。保管期限を過ぎた通知カードは処分しますので、早めの受け取りをお願いします。



「通知カード」の保管について  
**マイナンバー「通知カード」**  
**受け取りましたか？**

住民課 住民年金係 ☎65・3301

**登録概要**

職 種	対象年齢
一般職 (一般事務、保健師、保育士等)	60歳まで
技能労務職 (用務員、給食調理員等)	70歳まで
委託契約職員 (バス運転手)	68歳まで
委託契約職員 (施設管理人等)	72歳まで

【雇用期間】 平成28年4月1日～平成29年3月31日の間の一定期間  
※具体的な期間は書類選考・面接などで決定  
【雇用形態】 8時30分～17時15分  
※職種により短期間勤務・代替勤務あり  
【賃 金】 一般事務…6,450円/1日  
※職種により異なります  
※委託職員は委託契約額になります

【登録方法】 総務課人事電算係で配布する申込書で、1月6日(水)～2月9日(火)の間に申込

【その他】

- 登録後、必ず採用されるわけではありません
- 登録の有効期間は平成28年4月1日～平成29年3月31日までです
- 4月からの雇用決定者については3月中旬までに通知します
- 4月からの雇用決定者以外の人については4月からの雇用決定者以外の人については名簿に登録され、欠員などがある場合に連絡します



桂川町臨時職員等就業希望者登録  
**平成28年度臨時職員等**  
**就業希望者登録**

総務課 人事電算係 ☎65・1100



健康サポート教室  
**腎臓病について学ぶ**  
**健幸サポート教室**

健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001



人権出前講座  
**人権・同和問題を学ぶ**  
**人権出前講座**

桂川町人権センター ☎65・1187

桂川町では、福岡県の講師団講師を招き、より深く人権・同和問題について学んでいただく人権出前講座を実施しています。地域や団体などの研修や学習会にご利用ください。

【対 象】 10人以上の町民で構成される集会や団体(営利や宗教、政治活動、苦情や陳情を目的とするものは対象外)

【テーマ】 同和問題、高齢者の人権、女性の人権、子ども人権など

【その他】 費用無料